

イタリア司教委員会の公文書

『離婚・再婚した者及び不法と 困難な結婚事情にある者の司牧』

(1979年4月26日)

浜 口 吉 隆

(翻訳)

第一部 不解消性の福音と教会の司牧使命

1. イエス・キリストの愛の秘義とその掟

1. 主の命令に忠実である教会は、キリスト教的結婚の福音を注意深く保存し、世界に向けて日々宣言しています。その結婚において、夫婦は「キリストと教会の間に交わされる一致と実り多い愛の秘義を示し、それに与かるのです（エフェ5：32参照）」（教会憲章11項）。

「主において」（1コリ7：39参照）結婚する男女は、新しい特別の資格をもって、すべての結婚の契約に刻印されている一致と不解消性を特徴とする彼らの愛を生きるように召されています。事実、結婚は秘跡の聖化する絆をもって全生涯にわたって夫婦を一致させるのです（現代世界憲章48項）。

2. 結婚の秘跡は受洗者を教会の唯一の忠実な花婿であるイエス・キリストの愛の誓約に導き入れ、キリスト教の秘義に固有な不解消の一致に与からせます。「男と女を一致させ、『一つの肉』（創2：24参照）にする絆は、結婚の秘跡のお蔭で、神のみことばが自ら引き受けられた人間の肉体に一致させ、また霊の力によって頭であるキリストにその体である教会を一致させる結合のしるしと再現となり」、また「その最終的な成就を三位一体の交わりのうちにみいただきます」（イタリア司教団「福音化と結婚の秘跡」34項）。

すべての結婚に根をおろしている不解消性は、夫婦に全面的信頼を呼びかけながらキリスト教信者の夫婦の絆を強め、また聖化する秘跡によって豊かにされます。こうして、不解消性は、花嫁である教会と常に結ばれたキリストの過越の愛を分かち合う永続的な生きた証になります。

3. 神のすべての賜物は、人間に対する神の愛を啓示しますが、人間にとっては自由への呼びかけであり、掟になります。このことは不解消性についても同じです。離婚を認めていた社会と文化に対抗しつつ、イエス・キリストは夫婦の全面的で決定的な人格的贈与の真正さを強く要請し、あらゆる道徳的な頹廃を超えて、それを創造主である神の原初的な計画へと導き戻されました。「二人はもはや別々ではなく、一体である。従って神が結び合わせてくださったものを、人は離してはならない」（マタ 19：6）のです。
4. 不解消性ととの緊密な関連で、忠実についての人間的で福音的な要求がなされます。イエスは明言します。「妻を離縁して他の女を妻とする者は、妻に対して姦通の罪を犯すことになる。夫を離縁して他の男を夫にする者も、姦通の罪を犯すことになる」（マコ 10：11-12；またルカ 16：18；マタ 19：9 参照）。さらに彼は断言します。「みだらな思いで他人の妻を見る者はだれでも、すでに心のなかでその女を犯したのである」（マタ 5：28）。

夫婦の不忠実は、「心の頑固さ」のしるしと結果であり、夫婦の間の精神的分離を引き起こし、神との関係をも壊してしまいます。使徒が書いていますように、彼らは神の国から除外された罪人たちのなかにいるのです（1 コリ 6：9 参照）。

このような夫婦の忠実は、人間的な義務を要求しますが、それは神の賜物によって可能になるものです。したがって、キリスト教信者の夫婦の秘跡のお蔭で、主イエスから忠実な愛の恵みをいただくのです。主は「誠実な証人」（黙 3：14）であり神の約束を生きておられる「然り」（2 コリ 1：20）である方です。

2. 世の側からの懷疑と拒絶

5. イエス・キリストの愛の秘義に対して、また不解消性と忠実についての彼の掟に対して、大部分の現実社会は別の論理で反対します。内在主義と消費主義の文化の論理は、夫婦の忠実を悪評または愚弄し、事実多くの仕方ですそれに違反しています。例えば、離婚、「新たな結婚」、宗教上でも市民法上でもいかなる契約もない同棲などに容易に走るることによって忠実を犯してしまいます。
6. 結婚及び家族の核心が壊れることについては、私たちの社会内の行動における文化的な変動からくる、しばしば広範で深い影響をも銘記しなければなりません。

あらゆる歴史的な状況でも起こるように、現実の文化的脈絡は不解消の結婚についてみても、相反するものが共存しています。夫婦愛についても人格主義的で共同体的な意義がますます知られるにつれて、不解消の価値をうまく保護する要素も見出されます。しかし危険で否定的な要素にも事欠きません。

このように、私たちの社会ではキリスト教的生活観念が——結婚のそれについても——唯一のものでもないし、またおそらく多くの人々のメンタリティーや習俗を鼓舞するのに優れた見方でもありません。しかも世俗主義の現象は、もっぱら人間的で地上的な見方でもって生活を解釈し、生存の規範として神に言及することをやめ、全く合法的でしかも実証的なこととして、離婚とそれにつづく結婚を判断するようになります。

さらに、神に言及するのをやめると、不法な結婚状況はよりたやすく正当化されるようになります。このように結婚は単一性と不解消性の特性においてばかりでなく、制度としても異議を唱えるようになります。つまりそれは歴史的には凌駕または傾斜している「中産階級の」制度として、人々の自由と愛の自発性を窒息させるものであると考えられています。

7. 具体的な状況の客観的な分析は、ある種の困難で苦悩に満ちた重圧としても現行の結婚の危機と失敗の上に社会的・文化的脈絡の影響を認めざるをえないとはいえ、家庭の崩壊に対する夫婦の一方または両方の責任をあまりにも容易に否定したり軽減することには賛成できません。福音が語る「心の頑固さ」(マタ 18:8)は、承認しがたい自由の追求、夫婦と家庭の義務からの解除、「了解したり容赦することを拒むなどのエゴイズムの振る舞いや、結婚式の日に厳かに引き受けた忠実の任務を前にしても弱さをもって説明することができます。

その他にも、結婚の準備の欠如や不十分さなどにも起因する責任を忘れてはなりません。

8. 不解消の結婚に今日影響を与えている現象のなかでも、結婚生活の通常の進展をより不安定にし、より困難にするのに少なからず貢献している「離婚の立法化」も上げられます。つまり、それは少なくとも危機の或る時期だけでも法の保護を受けられる人から援助を取り去るだけでなく、なによりも結婚の「解消」とそれにつづく新しい「結婚」に公的価値を付与するからです。

他のところと同じように、ここにも無批判なメンタリティーによって、合法性から倫理性への不当な嘆げかわしい移行が容易になされます。つまり国家の法律が賛成したり権威づけたりすることは倫理的にも受け入れられるというものです。

9. このような社会的・文化的脈絡においては、同じキリスト者たちも福音と不解消の掟をめぐって新たなより重大な困難に直面することになります。

この点に関して、福音と世界との間に存在する矛盾を認めるとしても、或るキリスト者たちは様々な結婚状況のゆえに明瞭な「解決」を見出すことは妨げられます。すなわち、彼らの具体的な状況から、さらには「夫婦の」新しい生活のすべての義務を遂行する際の真面目で寛大な責務からも、ある程度容赦されうると考えます。

10. キリスト教共同体においては、離婚し再婚した者に対する教会の伝統的な立場をあまり明らかにせず、また平穩にしない恐れのある問題と議論が今混在しています。不確実性と類似の混乱状態とが、より直接に関わっている人のために、不解消のキリスト教的結婚に関する教会の教えと規律に反する生活の実践的説得と選択を助長しています。

3. 教会の福音化する使命

11. 上述の状況は教会の福音化の働きをより早急に促しています。もし救いの意義とキリスト教的結婚の倫理的要請についてのイエスの福音の告知が教会がなおざりにできない課題であるならば、唯一でしかも不解消の愛の規範となる理想は、誤謬によってまた受け入れがたい生活の開始によって不明瞭になり弱体化する時にこそ、より必要でもあり要請されるのです。
12. 教会は、歴史のなかでキリストの救済の使命に参与し、また継続し、自分の主と同じ司牧的態度を続行し再興します。すなわちこれは教会の生命と働きの最高の規範です。

福音の明瞭で継続的な証によれば、イエスはいかなる妥協をもしないで、真理と倫理的な完全性をいつも弁護し提案していますが、同時に罪人に対する歓迎と憐れみを示しておられます。「医者が必要とするのは、丈夫な人ではなく病人である。『わたしが求めるのは憐れみであって、いけにえではない』とはどういう意味か、行って学びなさい。わたしが来たのは、正しい人を招くためではなく、罪人を招くためである」(マタ 9: 12-13)。

教会はキリストの態度から離れることはできません。このために諸原理における明瞭さと頑強さと同時に、悔悟の眼による人間の弱さに対する理解と憐れみとが、教会の司牧的働きを特色づける二つの不可分の要素です。

13. キリストの模範と彼が教会に与えた恩恵とが、不成功者や無秩序の結

婚の状況を前にして、司牧者たちと信者たちは倫理的真理と完成に向けて歴史の歩みのなかにいる人が不解消の愛に生き、また証するのを助けます。「司牧の重要さは、キリスト教的結婚の不解消を固めることにあります。たとえ私たちのメッセージのこの部分が困難であっても、それを信念をもって宣言しなければなりません。なぜなら、それは神のことばであり、信仰の秘義であるからです。しかし同時に、私たちは人々と彼らの問題、彼らの困難さの近くにいます。私たちが彼らを愛していることがいつも知られるにちがいありません」(ヨハネ・パウロ一世「アメリカ合衆国司教団に向けて」(1978年9月21日))。

4. この文書の「覚書」

14. イタリア司教団はすでに他の機会に、離婚者と不法者の司牧問題を取り上げました(「イタリアの今日の結婚と家庭」1969年11月15日, 16項。「福音化と結婚の秘跡」1975年6月20日, 106項)。しかし、結婚の状況はものすごい早さで変わりますし、しばしば悪化してゆきますから、司教たちは頻発しているこの問題について、指導と案内の使命を果たすために、教会共同体全体で統一した不法と困難の結婚に結ばれている人のための司牧的実践の基準と指針を提供するように催促しました。

この文書の司牧的「覚書」は、先ず第一に非常に複雑で今日よく議論されている司牧問題になっている離婚して再婚した人たちの事例を考えます。次に、他の不法で困難な結婚状況、つまり同棲者、ただ市民法上だけで結婚しているカトリック信者、離別者や再婚していない離婚者たちの事例を考察します。さらに、結婚司牧を刷新するアppealをもって結論にするために、子どもたちに向けて若干の司牧的方針を提供します。

第二部 離婚して再婚した者

15. 離婚して市民法上の新たな結婚をする男性と女性が全く教会から離れ

去り、実際には完全に宗教的無関心のまま生きている場合が稀ではありません。かつては、離婚して新たな結婚をした夫婦は、信仰を保っているとはいえ、結婚の尊厳と義務については多少の罪ある無知のゆえに、彼らの一致の絆がキリストと教会の意志に反しているという十分な意識をもっていませんでした。

結局、離婚して再婚した者たちの生活状態は福音に反していることを知っているとはいえ、彼らは自分の仕方でもキリスト教的生活を送っており、ときどき教会生活とその恩恵の手段にもっと与かりたいという望みは表明しないわけではありません。

なによりも先ず第一に、今考察しようとするのは最後の状況です。

1. 離婚して再婚した者と教會的交わり

16. 教会において離婚して再婚した者の立場はどのようなものであるかを尋ねるとすれば、先ず彼らの生活条件が単一で不解消の結婚を宣言し要求している福音に反していることを認めなければなりません。すなわち彼らの新しい「一致」は前の結婚の絆を破壊することはできませんし、明らかにキリストの掟と矛盾しています。

しかしながら、キリストの体である教会の肢体に消し去ることのできない章印を刻んだ洗礼の恵みによって、また全面的には否定されてはいない信仰の力によって、離婚して再婚した者はキリスト者と神の民のメンバーであり、またそのようにあり続けます。つまり教会との交わりからは完全に除外されてはいません。たとえ福音に反する彼らの生活状態のために、教會的交わりに必要な「充満」を有してはいないとしても、そうです。

17. もしキリスト教的共同体が信仰の要請を深く生きているならば、離婚と新たな市民法上の結婚を福音にひどく対立しているものとして、つまりキリストの忠実な花嫁である教会の背信として感じられないことはありません。

このような事実を前にして、キリスト者たちの精神的辛さと苦さが十分に理解されるようになります。しかしそのような状況に生きている信仰の兄弟たちを遠ざけたり捨て去ったりする態度は、これによって正当化されるものではありません。

18. 主の弟子たちは、離婚して再婚した者の状況を秩序を乱した者として評価するときには、神だけがご覧になり裁かれる良心の内奥を裁くものではありません。すなわち信者たちは神からいただいた多くの賜物に責任を感じつつ、主の知恵と愛に個人的な責任についての判断を喜んで任せますが、それは、彼らが自分たちの立場を合法的なものとして認められ得ないとしても、容易でないまた無秩序な結婚の状況をどれだけ引きずっているかの責任です。
19. 司祭、そして両親あるいは近所の人たちも、特別に感受性が強く心構えのできている夫婦であれば、離婚して再婚している人たちに近づくだろうし、——非常に細心の配慮をもってであるが、彼らに対する教会の立場を明らかにしうるような対話を始めるべきでしょう。その際、彼らの状況についての真理をごまかすことなく、一緒に誠実な兄弟愛を証するように心がけるのです。

そのような機会はないわけではありません。すなわち子どもの誕生、その子の洗礼の依頼、悲しい試練や家庭の哀悼、家庭訪問、子どもが通っている学校や個人の宗教的なことを取り扱う周辺状況などです。

20. 離婚して再婚した者に対する司牧的配慮の枠内に、——特に司祭の側から——最初の結婚が無効であったかどうかを注意深く調べてみるべき問題があります。無効性を根拠づける動機がある事例では、当該者が教会裁判所に向かうように具体的に支援する必要があるでしょう。

2. 教会生活への参加

21. 離婚して再婚した人たちは、彼らの状況において、キリスト教共同体の信仰と愛徳の生活に参加するように援助されるべきです。

彼らは、実際に、教会から宣言された神のことばを聞くことに心を注ぐことが特別に必要です。なぜなら、それは彼らが洗礼を受けていただいた信仰を守るためばかりでなく、回心の力に動かされて、キリスト教的不解消の結婚を生きるために立ち戻るためでもあります。

そのような意味で、離婚して再婚している人たちはカテケーシスの集まりや秘跡でない共同回心式に与かることができます。

22. 教会はさらに、彼らのために祈る一方で、離婚して再婚した人たちが神との対話に生きるように求めます。すなわち謙遜な信頼に満ちた祈りのなかで、彼らは自分たちの生活状況のために霊的な助けを見出しうるでしょう。

特別に、教会は彼らが受けた洗礼のゆえに、ミサに参加するように招きます。そのミサは、彼らが主の御体と御血をいただくことはできないとしても、神の民の生活と祈りとの基本的な要素です。

離婚して再婚した人たちは教会共同体のなかで、キリスト教的証の充満を要求するような奉仕につくことはできません。つまり典礼奉仕者と特に朗読奉仕者、カテキスタの役務、諸秘跡のための代父母の務めを果たすことはできません。

23. また、教会が神のことばで彼らを照らし、愛徳へ奮い立たせる倫理的な暮らしを勧めるのに疲れを知らないように、離婚して再婚した人たちが教会共同体を築き、より秩序ある実り豊かな人間的共存を促進する愛徳の物的・精神的働き全体に引き込まれるようにしなければなりません。特別な義務は、教会と社会への奉仕の第一の方式である子供の教育任務に位置づけられるでしょう。

3. 和解の秘跡と聖体拝領

24. よりしばしば提起される司牧的問題は、離婚して再婚した人たちに和解の秘跡と聖体拝領を許可することに関するものであり、いつも問われるものです。

特に秘跡の執行において、教会はどのように花婿キリスト、救いの唯一の普遍的仲介者に尊厳をもって従順に生きるように呼ばれているかを思い起こさなければなりません。すなわち教会は実際にイエス・キリストが委託された恩恵のしるしと手段の忠実な守護者であり管理者であることを知っています。

このように離婚して再婚した人たちの秘跡的な不測の生活の司牧的問題は、自分の主に対する教会の忠実さを見通してのみ正しく取り組むことができますし、解決されるのです。

25. 秘跡の執行は教会が信仰者の共同体を築きつつ、福音を告知する自分の使命を実現するときの頂点となる要素です。このため諸秘跡は教会の信仰のしるしです。

諸秘跡の執行において、教会は使徒パウロと同じことばで信者たちに向かいます。「更に、既婚者に命じます。妻は夫と別れてはいけません。こう命じるのは、わたしではなく、主です。——既に別れてしまったなら、再婚せずにいるか、夫のもとに帰りなさい。——また、夫は妻を離縁してはいけません」(1 コリ 7: 10-11)。このように、新たな市民法上の結婚は、夫婦の絆を保ちながらでありますから、主の意志と矛盾する倫理的な重大な無秩序を構成するものであることを教えています。

それでは、どのように教会は離婚して再婚した人々にキリストの諸秘跡を提供することができるのでしょうか。つまり主の福音と、ついで教会の信仰そのものと対立する生活状態を忍びながら、キリスト教信仰の一致の秘義を祝うという矛盾に陥らないで、どのようにできるのでしょうか。

26. 特別に、教会は和解の秘跡をもって、神と兄弟たちとの十全的な交わりを新たにするためになおざりにできない条件として、回心と償いを宣言します。

しかし、もし離婚して再婚した人たちのうちに、主の内にはない一致(結婚)を持続するために、回心と償いの意志が欠けているならば、ど

のように和解の秘跡が執行されうるのでしょうか。次のような主張もないわけではありません。つまり市民法上の新たな結婚の始めに罪深い決心があったとしても、この過ちについても他のすべての罪と同じように悔悟することができますし、態度でもできます。それでは、なぜ和解されえないのでしょうか。

実際に、和解のために必要な回心は、悔い改める罪人がただ「私は罪を悔い改めます」というだけでなく、「行きなさい。これからは、もう罪を犯してはならない」(ヨハ 8:11)というキリストの明確なアピールによって、「私はもうこれから罪を犯しません」ということを決意します。しかし、同様な趣旨は事実、離婚して再婚した人たちが主の意志に反した生活条件に留まり続けるときには欠けています。神への愛とその掟に従わないということ、どうして同時に選ぶのでしょうか。

27. 聖体拝領のためには、何よりも先ず秘跡的な和解なしには、主の御体を食し、御血を飲むことは不可能であることを指摘しておきましょう。教会はキリストに不忠実にならないでは、次の使徒の規律を捨てることはできません。「……ふさわしくないままで主のパンを食べたり、その杯を飲んだりする者は、主の体と血に対して罪を犯すことになります。だれでも、自分をよく確かめたるうえで、そのパンを食べ、その杯を飲むべきです。主の体のことをわきまえずに飲み食いする者は、自分自身に対する裁きを飲み食いしているのです」(1コリ 11:27-29)。

さらに、教会の信仰によれば、聖体はイエス・キリストとその体との一致の充満を意味し、それを実現する秘跡であることも思い起こしましょう。同じ信仰によれば、キリスト教的結婚はイエス・キリストと、聖体のうちにより優れたその効果的なしるしを有する教会との愛の不解消の契約を示す特権的な象徴であり、その実現です。それで、聖体を拝領することは、花婿であるキリストを教会に不解消的に結びつける愛の充満に参加することと等しいことなのです。

だからこそ、生活の固有の状態がキリストとの、また教会との分裂を

もたらしており、またそこに留まっているとき、キリストとの、また教会との完全な一致のしるしをふさわしく受けることはできないのです。

28. 離婚して再婚した人たちが、主の意志に従った固有の生活を再び始めるまでには、福音の要請に促されて、教会の司牧的仲介に導かれるに任せられるような事例には事欠きません。

彼らの状態が、高齢のため、また一方あるいは両方の病気のため、援助と教育を要する子どもがいるため、あるいは類似した他の動機のために、具体的な契約書がない場合にも、彼らが真面目に悔い改めて相互の性生活を中止し、相互の友情と尊敬と援助をもって自分たちの絆を変えるように努めるならば、教会は彼らに秘跡的なゆるしと聖体拝領を許可します。このような場合には、躰きを避けるために、彼らが知られていない教会で秘跡的なゆるしを受けて、聖体拝領に近づくことができます。

29. 宗教的な葬儀は次の場合に禁じられてはいません。「死ぬ前に公の罪人の状態にあったとしても、彼らが教会との結びつきを維持しており、他の信者たちのために公的な躰きを避けるという条件の下でなんらかの悔悟のしるしを表明している信者には禁じられていません。しかしながら、信者あるいは教会共同体の躰きは、司牧者たちがより適切な仕方でもキリスト教的葬儀の意味、すなわちそこに多くの人が神の憐れみの哀願を、また死者の復活と永遠の生命における共同体の信仰の証とを含む葬儀の意味を説明する限りで、軽減されるか避けられます」（「教理省の手紙」1973年5月29日）。

4. 教会はまだ母であるか

30. 離婚して再婚した人たちに和解の秘跡と聖体拝領とを許可しない教会の立場は、信者たちにある種の困難を呼び起こしています。

神が誰に対しても例外なくもっておられるすべての人への憐れみ深い愛の信頼すべきしるしになっていないと歴史のなかにある教会を非難するし、また自分たちの倫理的状況そのもののために苦しんでおり、助け

を要する子どもたちに対して恩恵の母性を生きていないと教会を非難しようとする人もいます。

31. 実際に、教会がキリストの処女・花嫁であるならば、またそうであろうとする限り、つまり彼のことばとその掟に忠実である限りで、教会はキリスト者の母です。すなわち彼らの魂に向けられる教会の愛は、自分の花嫁であり主であるキリストに向けられるのと同じ愛の実り、またしるしでなければ、理解することはできません。

離婚して再婚した人たちが秘跡に与かることを許さないことは、そのまま処罰であることを意味せず、真理と不可分に結ばれているがゆえに、真正のままでありつづけることを望む愛を意味するのです。

教会は、離婚して再婚している人たちが倫理的な無秩序の状態に実際いないかのように取り扱うことによって、彼らを裏切ることはできません。

さらに、教会の憐れみ深い態度は、まさにキリストへの忠実のゆえに、彼から授与された権能の範囲内に留まらなければなりません。

31. このように教会も信者たちを裏切ることはできませんし、福音化と救済との固有の使命に背くことはできません。つまり合法的な夫婦と離婚して再婚した人々とを秘跡の執行において共通の司牧的実践をすれば、多くの人は離婚は悪いものであるという根拠をもはや理解することはできなくなるでしょうし、離婚して新たに市民法上の結婚をする受洗者たちの状況は許されうるものになり、適法なものになってしまうでしょう。教会が秘跡を執行するとき、もし離婚した人々を他の人々と同じように扱うならば、教会は不解消の結婚についての主の掟を真面目に受け取っていると果たして言えるでしょうか。

33. 教会は不法の状態にある自分の子どもたちについてもなお同じように苦しんでいます。すべての人のこのような悩みは、福音で指示されている歩みをはっきり守りながら、彼らが離婚して市民法上の結婚をしようとする誘惑に陥らないようにするために、危機にある信仰上の兄弟たち

を支えることができる靈的な力になる、と思います。

このように、福音に忠実な司牧的活動は、すべてのキリスト者に責任をもって引き受けられ、特に司祭たちが心一つにして分担されています。しかし彼らが自由な心で真理を探究している限り、教会の立場として、キリストのためまたキリスト者たちのために分かつことのできない自分の愛の明白な勇気ある証を認めるよう助けないわけにはいきません。

第三部 不法と他の困難な結婚事情

34. 教会の司牧は今日、離婚して再婚した人たちの現象からだけでなく、合法的で適法な結婚を形成していないか、ともかく倫理的また宗教的な特別の問題を起こさせる他の多くの結婚事情からも問題が投げかけられています。

種々様々な事情のなかで、このような生活状況を前にして、教会はそこに含まれている倫理的な無秩序を告げて拒否するとき、勇気ある司牧をもってキリストへの忠実と人々への奉仕を分離しないで生きており、またそれを表現します。そこに見出される部分的には肯定的な不測の側面を認める用意はできており、しばしばまだ不完全であったとしても真剣になされる努力を勇気づけることを惜みず、福音の要求する回心に向けて絶えずアピールしてゆきます。

1. 同棲者

35. 夫婦として同棲している現象は、彼らの絆は宗教的にも市民法上にも公認されていないとしても、今日どこでも、特に大都市で増えています。類似の同棲の起源には種々異なる状況と動機づけがあります。すなわち社会的なものから法律的なものまで、彼らの同棲を具体的に規則正しいものにするにはできないために、また進展する個人主義の様々な動機のゆえに、公的制度としての結婚を拒否する傾向がありますし、いわゆ

る新しい文化と根源的に結ばれているというようなものです。

36. キリスト教共同体は、このような重大な現象を前にして、無関心でいたり無活動でいることはできません。その現象は、しばしば霊的貧困から、皮相的なまた論争的で戦闘的な精神から性格づけられるものです。今一度、良心の深みを裁かないで、キリスト者たちは同棲者たちに近づくように招かれており、思慮と尊敬の念をもって彼らに真理と愛の証をいつも提供するために、照らしと福音化のわざを成し遂げるように招かれています。

思慮ある賢明な対話は、単純な同棲に導き入れた真の理由をより正確に知ることができるように導くことができます。そのような仕方でもキリスト者たちは、——少なくとも或る事例においては——同棲者たちが出会っている困難を乗り越えるために、彼らの状態を適法化する道を望みながら、より効果的な貢献をなすうでしょう。

同棲者たちがこの生活状況に留まっている限り、諸秘跡を受けることができないことは明らかです。それは実際、主の恩恵を受けるために必要な条件である根本的「回心」が欠けているからです。

2. 市民法上だけで結婚しているカトリック信者

37. 普及している他の結婚状況は、ただ市民法上だけで結婚しているカトリック信者の事例です。

それは教会にとっては受け入れることのできない状況です。というのは、カトリック信者たちにとって主のみ前で夫と妻になる有効な唯一の結婚が秘跡的なものであるためには、教会は有効な挙式に必要とされる「婚姻方式」(forma canonica)を求めているからです。実際に、洗礼はキリストとその体である教会の生ける構成員とするものであり、キリスト者たちに「主における」夫婦の愛を祝う儀式を行い、それを生きる資格を与え、その義務を負わせます。

38. 教会はこのような教会の子どもにも配慮しなければなりません。

司祭は直接的に、また両親と友人を通じて、このような受洗者たちに近づき、彼らが市民法上の結婚を選び、宗教上の結婚を放棄するようになった具体的な動機を明らかにする対話を始める、敬意をこめた兄弟的な方策を見出さなければなりません。

その動機はかなり様々であるでしょう。例えば、信仰の喪失、結婚の宗教的意義についての無理解、協定結婚の批判、彼らの生活の世俗的また非宗教的環境の影響などのようなものです。

市民法上だけで結婚しているカトリック信者たちとの対話を始めるにあたり、彼らが生活の適切な状態が約束を交わし、また政府からの公的承認を要求しているという彼らの意志によって、単なる同棲とは異なる状況であることも認めることができるでしょう。

教会の福音化のわざは、彼らがそのような生活を選んだことが洗礼の恵みと責任とに結ばれた意義と必要性を彼らに取り戻させることを目指しています。このように、彼らは、結婚の秘跡的挙式によって教会によるキリストの新しい愛の賜物を見出し、それを欲し、獲得することができるでしょう。

39. 市民法だけの結婚をしたカトリック信者たちの立場を「正常化する」依頼を受けたときには、特別な司牧的な賢明さが必要です。これは変則的な状況の単なる「整理」として取り扱うような迅速で官僚的とも思われる仕方で進めるのを避けるとともに、教会法に対抗して前もってなされた選択を明らかにし、宗教上の結婚を依頼する諸動機に注目し識別する必要があるでしょう。

宗教上の結婚式を挙げるには、結婚する人たちが真面目に悔い改めて、教会との心からの交わりを取り戻す用意ができていることが確認されなければなりませんし、結婚のキリスト教的カテケージスの視点からも準備を要します。

40. より慎重に扱うべきなのは、単に市民法上だけで結婚したカトリック信者の人が、「配偶者」から別れて離婚を待ち望んでおり、教会法的に自

由な第三のひとと宗教上だけの結婚式を挙げることを頼む場合です。

たとえその依頼者が教会の前で「自由」（なぜなら、市民法上の結婚式は「婚姻方式」が欠けているために）であることが明らかであっても、また有効な結婚のための基本的権利を完全に保持していても、その人が市民法上の結婚式を挙げることによって、別の人に向けられた結婚の確実な意志を表明していたという事実を考慮しないではできませんし、恐らくそのひとと数年間生活しており、もしかすると子どもがいるかもしれませんから、注意深く対処しなければなりません。

教会の司牧活動は、その状況にいるすべての人々に向かう公正のためにも、またそのような「夫婦の」状況の危機が依頼者の結婚姿勢を当然あるべき賢明さに導くためにも、さらに教会は、——結婚制度の安定性をいつも擁護する——自分の意向を離れて、一種の「試験結婚」を実践させるような危険のある夫婦経験の「増加」を助長する恐れのあることはできませんから、十分に均衡を保って進めなければなりません。

これらの動機のために、先の市民法上の結婚の推移は、すべての利害関係の不測の懸案を構成している離婚の手続きを経た判決が下らない限り、通常では第三者との宗教上の結婚を簡単に挙げることは認められないでしょう。

いずれにせよ、霊魂の牧者はその地域の教区長に報告して欲しい。

41. ただ市民法上の結婚をしているカトリック信者たちがこのような生活状況に留まっている間は、ゆるしの秘跡と聖体拝領とを認めることはできません。これらの秘跡は洗礼の要求に忠実でありたいとか、また実際にそのような生活を前提するものであるから、単なる記録や継続以上のものです。

3. 別居者

42. 結婚は、男と女との全生涯にわたる愛と命の交わりとして創造主によって制定されたものです。つまり配偶者たちは自分たちの相互の全面的な

贈与をもって自覚し合い選び合ったものです（パウロ六世の回勅「フマネ・ヴィテ」9項参照）。そして受洗者たちにとって、結婚は自分の花嫁である教会とイエスとの固有の絶えざる交わりの効果的なしるしと現存です。

しかし夫婦の具体的な生活は、相互の不理解や相互人格関係の不可能性あるいは不十分さのような状況を呈することがありうるのです。それらの事は夫婦の安定についてであれ、「別居」を合法化する子どもの教育についてであれ、否定的な反動を及ぼすものです。聖書はそれを可能なものとして認めておりますし、たとえそれが結婚の絆を解消するものではないこと、また実際に再婚する権利をも与えないこと（1コリ7：10参照）をはっきり主張するとしても、そうです。このような方針にそって、教会は自分の規律をもって規定しています（教会法 1128：1132条）。

別居は最終的には救済策を示すものであるかもしれないし、夫婦は自分たちの決定を行動に移す前に祈らなければなりません。また長く反省しなければならず、場合によっては司祭にだけでなく、夫婦の問題や家庭問題に関心のある人々や専門家たちにも助言を頼まなければなりません。

43. 地域のキリスト共同体に或る別居した夫婦がいるならば、司祭や鋭敏な夫婦を初めとして、信者たちはその孤独の苦しみを重くしてはなりません。別居はいつも、たとえ正当化されたとしても、少なくともある程度まで結婚の崩壊でもあります。むしろ信者たちは別居している夫婦を援助するほうが望ましいし、特に無垢で困窮と孤独のうちにある場合には、愛徳と賢明さをもって共同体の生活に参加するように招くほうがよいでしょう。そうすれば、自分だけで考え込んですべての事柄や人から逃避しようとするよくある試みを乗り越えることはよりたやすくなるでしょう。
44. 別居者に対する司牧的活動の微妙で大切な時機は、彼らが孤独から離婚や市民法上の結婚をしようとする誘惑が強くなる時です。つまり理解

や具体的な援助，困難のさなかでの持続的な信頼による真実の尊敬によって織りなされた心のこもった連帯性だけが，しばしば別居者たちを効果的に支えることができます。

45. 諸秘跡を受けることができるために，別居者たちはキリスト教的生活の一般的な諸義務を果たす以上に，まさに愛ゆえのゆるしの要求を生かし続けるように，また——その結果として以後の行動のために——その機会について，また少なくとも夫婦生活を取り戻すかを真剣に尋ね合うように融通をきかすように招かれています。

4. 再婚していない離婚者

46. 可能な範囲で二つの事例を区別するほうがよいでしょう。すぐに離婚する夫婦の場合と離婚を請願して市民法上の新たな結婚をしないで離婚した夫婦の場合です。

キリストとその福音に忠実に留まりたいと望む配偶者は，離婚依頼に対しては異議を申し立てなければなりません。つまり最も重大な危機によってだけ，それを受けることが適当だとされるのです。それも，その人にとって離婚はただ夫婦の絆を壊さない別居と同じであることが明らかである場合です。

47. すぐに離婚された者は，もし夫婦の忠実を維持しているならば，またもし子どもの教育の義務があるならば，さらにもしキリスト教的生活の様々な責任を果たすならば十分尊敬に値しますし，また信仰上の兄弟たちとの真実の連帯性を大切にしなければなりません。

やむを得ず独りでとどまり，市民法上の新たな結婚をしないままにいるという事実は，結婚の秘跡の恩恵から与えられた神に対する絶対的な忠実の愛の証になりうるものです。すなわちその真面目で平静な生活は，結婚の絆の不解消性を破るという誘惑にあってはいる信仰上の兄弟たちを支え助けることができます。

諸秘跡を認めるための特別な問題はありません。つまりいともたやす

く離婚することは罪ではないとしても、暴力と侮辱を受けたことを意味します。このような場合、むしろ教会の側からこれらの子どもたちへの愛と援助の証がより必要になります。

48. 離婚を請願されて、離婚してしまったが再婚しない夫婦は、キリスト者たちから——いつも慎重で行き届いた——助けを受けることができるでしょう。それは夫婦同居を偶然に取り戻すことによってであるにせよ、新たな結婚をするという誘惑に打ち勝つことによってであるにせよ、ともかく自分のキリスト教的な生活への支援によってできるのです。

離婚を請願した人の状況は、再婚しないにしても、彼らが真剣に痛悔し、行ってしまった悪を具体的に矯正しないかぎり、すぐに諸秘跡を受けられなくなります。

特に和解の秘跡を受けうるために、ただ離婚された者が、自分は市民法上の離婚をしてしまったけれども、神の前には真に結婚の絆に結ばれていること、また今では夫婦同居を取り戻す機会がないこと、あるいはそれが不可能でさえあることによって倫理的には有効な動機のゆえに別居していることを司祭に知らせておかなければなりません。

第四部 子どもたちの司牧問題

49. 分散した不法の、また困難な家庭に対する司牧の領域において、しばしば子どもたちの問題も生じます。

子どもたちは、両親の偶発的な過ちに比較して、全く無邪気であることは疑いありません。したがって、子どもたちは、両親の不法の、あるいは困難な結婚状況による窮乏または騒動の理由を免れるだけでなく、しかるべき時と方法によって、キリスト教的な方式でそのような状況を知り、また支援されるように準備され、また助けられるような愛情あるなかで成長する権利をもっています。

50. 子どもたちは、正常な結婚状況からすればほど遠いけれども、両親がその最初の責任者であるはずの人間のまたキリスト教的な教育を受ける権

利をもっています。すなわち血肉の繋がりによってではなく、もしキリスト者であれば、信仰の繋がりによってもそうです。

このような両親は、彼らの経験からくる動機のゆえにも、子どもたちに対する教育の責任をより切実なまた悲痛な仕方を感じている場合が稀ではありません。

51. 教育任務の文脈において、信者たちにとって子どもたちのための秘跡の問題があります。時々、両親自身が子どもたちのために洗礼または聖体や堅信を依頼することがあります。同じような依頼は子どもたちのためだけでなく、福音に照らして彼らの生活を反省せざるを得なくなった両親自身にとっても恵みの時であることが明らかになってきます。このために、司祭とキリスト教共同体は家庭生活と同様な時機に特別の司牧的注意を払わなければなりません。

52. 特別に、洗礼は信仰の最初の基本的な秘跡として、子どもたちがまだ判断と人格的選択ができないとき、まだ彼らの両親のなかに生きることができる教会の信仰の中で祝うことができます。このために、両親は、離婚及び新たな結婚の状況を超えて、両者と或る場合には少なくとも二人のうち一人——、自分たちの子どもたちへの真のキリスト教的教育が与えられるように保証できますし、またしなければなりません。

このような教育が両親から与えられない可能性または意志について疑いがあったり確かでなければ、洗礼の司牧は「代父母」の役割を真に固有な「要理の役務者」として新たにすることを命じます。それは、世俗化された社会と不法の数多くの状況に曝された社会ではより重要であり、どうしても必要です。

それゆえに、両親の同意があるときには、幼児をキリスト教的に教育する義務は、特別の場合には、代父あるいは代母または近親者が、またキリスト教共同体から資格を与えられた人が引き受けることとなります。

53. もし子どものための洗礼の依頼が、同居している両親や市民法上だけ

で結婚している人から、何も彼らの立場を「正常化すること」や宗教上でも結婚することを禁じていない人になされるならば、司祭は彼らを福音化するためにこのような重要な機会をなおざりにしてはなりません。子どものための洗礼の要求と夫婦愛を生きることを拒む受洗者の状態、したがって結婚の秘跡を基礎づけ、またそれを要求する洗礼そのものを拒む状態との間の矛盾を彼らに示すべきでしょうし、またできる限り、キリスト教的教育の必要な保証とともに、子どもの洗礼に進む前に、彼らの立場を整理するように招くことです。

54. 堅信と聖体拝領の依頼においては、司牧的判断と決定は両親の状況、宗教的な姿勢また彼らの信仰への言及だけでなく、子どもたちの成長する人格、キリスト教信仰の知識と同意による彼らの漸進的成熟さにも言及されます。何よりも先ず、これらの子どもたちがキリスト教的に生きるように導かれている共同体にいる場合にはそうなのです。
55. 最後に、子どもたちも両親の霊的な善に寄与しうることを忘れることはできません（現代世界憲章 48 項）。その意味で、子どもたち自身が神の摂理が両親をキリストへの回心の歩みのなかで助ける道具になることができるのです。子どもたちが、もしいつも彼らの両親の生活状況を尊重しなければならぬとすれば、時には彼らに——キリスト教的振る舞いによる沈黙の証をもつても——夫婦の状況を正常化するための具体的な助けを提供することができます。

結論：結婚司牧を刷新する

56. 離婚して再婚した者また不法と困難な結婚状況に生きている人たちに対する司牧は、教会が結婚の準備をしている人たちやすすでに結婚している人たちの観点に立って生きるように呼ばれているという広い心づかいの特別の要素に含まれています。またできる限り、結婚の失敗や他の不法の状況を予測するために、また危機の時に二人を支えるために、より確固とした調停を実現することを第一の目標にしています。

57. 教会共同体は、特に現実の社会的・文化的文脈において、結婚前の妥当な司牧の絶対的な必要性の意識を新たにするように呼ばれています。ここに、神のことばに教えられ、人のより深い要求に信頼して、教会の責任そして特に夫婦二人とキリスト教的家庭の責任が若者たちと青年たちに向けられています。それは、彼らが真実のキリスト教的見方による愛の教育を受けるため、婚約の貴重なしばしば決定的な時期を喜んで責任をもって生きるため、時期尚早の結婚を避けるため、配偶者の選択について照らしを受けて成熟するため、信仰を取り戻して発展させて、「主において」（1コリ7：39）結婚することの恵みと責任を自覚して、彼らが同意して一定の準備期間をおいた後に結婚の秘跡を祝うためです。
58. 結婚を準備し維持する働きにおいて、キリスト者たちは個人と社会の基本的な価値を信じる人々との交わりで、真の固有の政治的責務に呼ばれています。直接にはあらゆるレベルで責任ある市民であることを要求します。それは、結婚の前後で、家族のために広くしかも深い教育的、倫理的、社会的、政治的行動のために、彼らと共に働くように、できるだけ夫婦間の困難、居心地の悪さ、不一致の多様な動機を改めるためでもあります。
59. 特別に慎重に扱うべき微妙な要素は、困難と危機にある夫婦二人の近くにおいてあげることです。すなわち人間性と愛徳に満ちた理解は、愛から真理を切り離さないものであれば、その状況で依頼される具体的な助けとして、危機の克服とより成熟した夫婦愛の交わりを回復するために少なからず有益でありうるのです。
- この文脈において、キリスト教的精神を鼓舞する家庭の相談役の働きを強調すべきです。より調和を保った夫婦二人の生活を守り促進する義務は、現状において、典型的に心理学的また社会学的目的をもつことを望んでいる、信用できる相談役の客観的な特権の一つです。
60. 結婚や分散した家族の困難や危機が絶えず増加するのを前にして、教会は不解消の忠実な夫婦愛の福音をたゆまず宣べ伝え、硬化した心を新

たにする聖霊の恵みを提供し、真実の愛への忠実そのものによって至福をもたらす価値について納得のいく勇氣ある証をすべての自分の子どもに促すように呼ばれています。結婚している人の証も神の国のために童貞性に召されている人たちの証も（ヨハネ・パウロ二世「教会のすべての司祭への手紙」8-9項参照）、相互にそれぞれの賜物によって教会と世界に対する主イエスへの忠実の生ける証なのです。

〔解説〕

本資料は、「家庭と信仰教義に関するイタリア司教委員会の公文書」(Documento delle Commissioni della CEI per la Famiglia e per Dottrina della fede)である”Pastorale dei divorziati risposati e di chi vive in situazioni matrimoniali irregolari e difficili” (1979.4.26)の翻訳である。テキストとして、Francesco Bersiniの著書、I divorziati risposati e l'ammissione ai sacramenti (Torino 1980)に掲載されている〈付録〉(73-107)を用いた。

イタリア司教団は第二ヴァティカン公会議の「現代世界憲章」(47-52項)の教えを踏まえて、司牧教書「イタリアにおける今日の結婚と家庭」(Matrimonio e famiglia oggi in Italia, 1969. 11. 15)を公布して、次のように勧めている。「不法の家庭と離婚した夫婦に対して尊敬と理解を示さなければならない。明らかに真摯な人間的愛がありながら、諸秘跡に近づけないで悲嘆にくれている人に対してはとくにそうである。賢明な思慮分別を求めよう。できる限り、彼らの状況を規律あるものにする忠告と援助をするように」。それから十年後に公布されたのが、この公文書である。

この公文書はまだ「旧教会法典」の下にあるから、次の条項を前提している。「重婚者、すなわち、婚姻の絆があるにもかかわらず、他の婚姻をあえて行う者は、それがいわゆる民法上のみの婚姻であっても、その事実によって当然汚辱者となる。なお裁判権者の戒告を無視して違法な同棲を固執するときは、犯罪の程度に応じて破門制裁、または人的禁止制裁を科せ

られる」(第 2356 条)。この規定との関連で、聖体拝領と教会による埋葬規定がある。「破門者、禁止者、公の汚辱者のごとき、公の不適合者は、彼らの痛悔と改心が確知され、かつ、公のつまずきを改善しない限り、聖体より遠ざけられなければならない」(第 855 条)。死亡前に悔悛のしるしを示さない限り、教会による埋葬の権利を剝奪される者として、おそらく離散・再婚者は「その他の公然、かつ明白な罪人」(第 1240 条/6)と考えられている。この埋葬権の剝奪条項は、教理省の教書(1973 年 5 月 29 日)により廃止されたが(AAS XXV, 1973, 500)、聖体拝領についての「新教会法典」の規定は次の通りである。「刑罰の確定判決又は宣言判決による破門及び禁止制裁を受けた者、並びに公然にして重大な罪を頑迷に改めない者には、聖体拝領を許してはならない」(第 915 条)。また、別居についても「旧教会法典」(第 1128-1132 条)の規定に基づいているが(公文書 42 項)、「新教会法典」(第 1151-1155 条)も参照されたい。

公文書には離婚・再婚者に聖体拝領が認められない理由を述べている(24-28 項)。キリスト教的結婚との関連で聖体の秘跡とゆるしの秘跡についての神学的説明が求められる。また司牧的配慮の視点からは、第二ヴァティカン公会議の説く信徒の霊性や典礼への積極的参加(信徒使徒職教令 4 項)、教会への奉仕(同 22 項)、子どもの洗礼と信仰教育(キリスト教的教育宣言 3 項)など教会活動全体のなかで適切な判断と配慮がなされるべきである。また、諸秘跡が個人的な信心のレベルだけでなく、その共同体的次元と教会的一致のしるし、救済の恩恵の手段であることを重視するならば、公会議によって開かれた他の諸キリスト教会の「分かたれた兄弟姉妹」との典礼への共同参加、共同の礼拝の道をも考慮した視点も必要であろう(エキュメニズム教令 8 及び 15 項、東方カトリック諸教会教令 26 項)。それらの教えに留意し、まだ教会の一致を表現していない状況下にある人々に恩恵の手段に参加する可能性が開かれていることを認め、離婚・再婚している人々に対する一つの道を探ることもできよう。旅する教会は罪人と共にある不完全な教会であり、諸秘跡を通して聖化されつつあること

も忘れてはなるまい。教会は「救いの普遍的秘跡」(教会憲章 48 項)であるばかりでなく、「母なる教会」であることを公言するとき(本公文書 30-33 項)、キリスト教的結婚の意義を喪失することなく、種々の理由で信仰の教えと倫理に反して生きている信者にキリストの憐れみの道を閉ざしてはならない。なお、拙訳「教理省——離婚して再婚した信者の聖体拝領(カトリック教会の司教たちへの手紙)」(『南山神学』第 19 号, 平成 8 年 2 月, 197-206 頁)も参照。

また、イタリア司教団は本公文書の後には「新教会法典」に基づいて教会法上の結婚と市民法上の結婚との問題を取り上げている。(Decreto generale della Conferenza episcopale italiana, Il matrimonio canonico, 1990. 11. 5)。この教書の 44 項では、市民法上の結婚について本公文書(39-40 項)に言及している。 (1997.9.16 記)